

大阪市人事監察委員会
第3回退職管理部会 議事要旨

1 日 時 平成 24 年 9 月 10 日（火）16:00～18:30

2 場 所 市役所 4 階 第 1 ・ 第 2 共通会議室

3 出席者 （委員）長谷川部会長、屋山委員、古賀委員、太田委員
（市）黒住人事室長、機谷人事室次長、坂本人事室次長、
釧持人事課長、鶴見制度担当課長、大田人事課長代理

4 議事等

（議題 1：再就職規制の目的）

○決定事項

- ・ 職員及び職員であった者の再就職に関して、公務の公正性・公平性・透明性及び地域経営の効率性を確保するとともに、市民からの疑念が生じるおそれを防止することにより、再就職の適正化を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保すること。

（議題 2：再就職の報告対象者の拡大）

○決定事項（当面の対応）

- ・ 非管理職についても、離職後の再就職状況の報告を求める。
（再就職先での地位変動や再々就職も含む。）

○条例改正を要望する事項

- ・ 勤続 20 年以上である職員及び職員であった者（管理職もしくは非管理職を問わず）に対し、離職後 5 年間、再就職の状況（再就職先での地位変動や再々就職も含む。）についての報告義務を課す。

（議題 3：再就職規制違反に関する外部通報窓口の設置）

○決定事項（当面の対応）

- ・ 学識経験者等を専門委員として委嘱し、外部通報窓口とする。
市HP等により積極的な周知・受付を行う。

○条例改正を要望する事項

- ・ 人事監察委員会に外部通報窓口を設置すること、通報者保護、通報の取り扱い等に関して明文化する。

（議題 4：市と契約関係がある法人の取り扱い）

○条例改正を要望する事項

- ・市と契約関係がある法人についても、再就職禁止（あるいは再就職監視）団体として審査対象とする。
- ・審査対象となる契約金額の設定等、具体的な内容は規則等に委任する。

（議題 5：再就職禁止団体の範囲）

○決定事項

- ・元外郭団体であって、「④ア・イ」に含まれない4法人についても、暫定的に④に含めて再就職禁止団体とする。
- ・元外郭団体の子法人（8法人）についても、暫定的に④に含めて再就職禁止団体とする。

○条例改正を要望する事項

- ・市と契約関係がある法人、過去5年間に職員の再就職実績がある法人、市が便宜供与を与えている法人についても再就職禁止（あるいは再就職監視）団体とする。

（議題 6：行政上の権限行使に係る再就職規制の範囲）

○決定事項

- ・係長級以上の職にある（あった）者を対象とする。

（議題 7：再就職禁止団体への再就職審査基準）

○決定事項

- ・共通基準の①・②・③を②・③・①とする。
- ・審査基準については公表する。
- ・「再就職先にコンプライアンスの仕組みができているか」という観点については、「職員又は職員であった者の再就職が、市民の疑念を招くものではないことが認められるか」に含め、審査基準として明記しない。

（議題 8：再就職審査の流れ）

○決定事項

- ・再就職審査基準をパスできる資料（例えば、再就職先の事業報告書等、事業の概要や財務状況が分かるものやコンプライアンスに関する規程、過去の行政処分の有無等）の提出を求める。

（その他）

- ・次回会議は9月25日（火）正午より行う。